

地域金融円滑化のための取組み

基本方針

目黒信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 本部専門部署(融資部・事業支援課)を通じ、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細やかな支援を行います。
- (2) 「金融円滑化ご相談窓口」の設置
全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置いたしました。
また、本部内に下記の通り、専用ご相談受付窓口(電話)を開設いたしました。
- (3) 本部及び営業店における態勢整備について
金融円滑化管理責任者のもと、本部及び営業店に下記責任者を配置し、本取組みがより円滑に行われるよう努めます。
本 部 金融円滑化管理責任者 融資部担当役員
営業店 金融円滑化推進責任者 営業店長
金融円滑化推進担当者 融資担当役席者
- (4) 金融円滑化管理責任者は、関連する各部門と連携して「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための態勢整備を図ります。また、役職員に対し、同ガイドラインに基づく対応を適切に実施することを確保するために必要な事項を周知徹底いたします。
- (5) 金融円滑化管理責任者、苦情等受付窓口責任者は連携して、主債務者及び保証人からの保証契約に関する相談等に対して「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取組みを行います。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

- (1) 当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等のお申込みがあった場合など、他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む)と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。
- (2) お客さまの事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図ります。

※なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情・相談は、次の相談窓口をご利用ください。

目黒信用金庫 金融円滑化専用相談受付窓口
電話番号 03-3719-0114(直通)

※詳細は当金庫ホームページ

<http://www.shinkin.co.jp/meguro/kinyuenkatuka/top.html>
をご覧ください。



企業再生への取組み

当金庫は本部内に融資部・事業支援課を設置しており、「企業再生支援グループ」から継続して、令和1年度までに延べ85先の再生支援先を選定し、活動を行っております。今後も「感謝されるサービス」の提供という基本理念のもと、地域経済の活性化に貢献してまいります。